

犯罪被害者保護関連法の運用状況

全国の高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における、平成24年から令和3年12月までの犯罪被害者保護関連法の運用状況
(被害者参加及び刑事損害賠償命令事件について別紙のとおり)

区分		年次	平成24年	25	26	27	28	29 (注)4	30	令和元年	2	3
付添い	証人尋問の際に添付された証人の数		121	116	112	141	128	78	144	118	107	133
遮へい	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数		1,757	1,792	1,661	1,563	1,623	1,105	1,461	1,505	1,237	1,335
ビデオリンク	構内 構外	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	288	278	299	290	303	225	302	318	264	320
情報保護	被害者等秘匿	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数							15	23	38	92
意見陳述	被害者等秘匿	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	4,273	4,093	3,978	3,822	3,976	3,351	3,846	4,025	3,923	4,266
	証人等秘匿	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数						4	116	174	240	156
		公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	1,157	1,171	1,147	1,200	1,181	1,072	1,169	1,130	920	995
		意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	517	572	495	615	616	526	546	544	536	638
被害者等閲覧證写		被害者等に公判記録の閲覧證写をさせた数	1,381	1,463	1,558	1,461	1,486	1,254	1,281	1,180	1,140	1,333
弁護人等閲覧證写		同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧證写をさせた数	45	18	89	38	44	16	18	15	14	31
		刑訴法299条の6第1項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数						2	13	17	-	6
		刑訴法299条の6第2項の閲覧證写の禁止又は条件を付し若しくは時期等の指定の対象となった証人等の数								3	5	-
		うち閲覧證写の禁止の対象となった証人等の数									5	-
		刑訴法299条の6第3項の閲覧禁止又は朗読拒絶の対象となった証人等の数										-
和解	民事上の争いについての合意を公判調書に記載した数		38	29	20	17	23	26	18	18	25	19

(注) 1 延べ数である。

2 概数である。

3 「証人等秘匿」及び「弁護人等閲覧證写」(平成28年12月1日施行)の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。

4 「付添い」、「遮へい」、「ビデオリンク」、「被害者等秘匿」、「意見陳述」、「被害者等閲覧證写」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している(なお、平成28年以前に決定等がなされ平成29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。)。

(別紙①)

通常第一審において被害者参加の申出があった事件の状況

(地・簡裁総数)

終局人員 数	参加を申 し出た被 害者等	うち参加 を許可さ れた被害 者等	うち弁護 士委託の 届出が あった被 害者等	うち国選 弁護士へ の委託が された被 害者等	うち証人 尋問をし た被害者 等	うち被告 人質問を した被害 者等	うち刑訴 法316条 の38の 意見陳述 をした被 害者等	うち刑訴 法292条 の2の意 見陳述を した被害 者等	うち付添 いの措置 が採られ た被害者 等	うち懲へ いの措置 が採られ た被害者 等	
平成24年	660	1,023	1,002	677	324	193	475	479	639	38	95
25	811	1,306	1,297	873	410	257	596	605	833	47	147
26	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195
27	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249
28	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
29	908	1,389	1,380	1,060	553	196	560	667	1,020	115	276
30	1,022	1,490	1,485	1,184	649	221	605	698	1,074	149	361
令和元年	998	1,482	1,466	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318
2	949	1,390	1,377	1,116	614	205	569	688	981	135	337
3	1,022	1,534	1,523	1,246	697	241	681	783	1,118	149	407

(注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

3 令和3年の数値は、速報値である。

(別紙②)

刑事損害賠償命令事件の処理状況

	新受	既済	未済
平成24年	258	246	69
25	303	312	60
26	287	264	83
27	320	307	96
28	301	306	91
29	314	295	110
30	289	309	90
令和元年	311	318	83
2	337	289	131
3	308	344	95

(注)1 件数建てである。

2 令和3年の数値は、速報値である。

(別紙③)

刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

	総数	認容	棄却	却下	終了(法38条1項によるもの)	終了(法38条2項1号によるもの)	終了(法38条2項2号によるもの)	決定・その他	和解	放棄	認諾	取下げ	その他
平成24年	246	130	-	4	23	1	6	-	43	-	13	25	1
25	312	151	2	6	32	-	9	-	62	-	11	37	2
26	264	118	-	2	37	1	4	2	57	-	14	28	1
27	307	127	2	1	37	-	5	-	77	-	15	40	3
28	306	99	-	7	37	-	6	-	107	-	11	39	-
29	295	142	1	1	30	-	6	-	85	-	9	20	1
30	309	141	-	6	36	-	5	-	74	-	13	33	1
令和元年	318	144	-	7	27	-	11	-	75	-	19	35	-
2	289	118	1	2	41	-	3	-	75	-	9	37	3
3	344	145	-	7	39	1	13	-	80	-	8	50	1

(注)1 件数建てである。

2 「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。

3 「その他」は、犯罪被害者保護法25条(平成25年法律第33号による改正前の同法19条を含む。)により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがいないために事件が終局したものなどである。

4 「終了(法38条1項によるもの)」は、平成25年法律第33号による改正前の犯罪被害者保護法32条1項、「終了(法38条2項1号によるもの)」は、同改正前の32条2項1号、「終了(法38条2項2号によるもの)」は、同改正前の同法32条2項2号をそれぞれ含む。

5 令和3年の数値は、速報値である。